

長崎大学大学院工学研究科
山東大学土建与水利学院・環境科学与工程学院

ダブル・ディグリー・プログラム
(複数学位制度)
博士後期課程 学生募集案内

(山東大学から長崎大学)
令和3年4月

長崎大学大学院工学研究科
〒852-8521 長崎市文教町1番14号

TEL (095) 819-2491 (直通)
FAX (095) 819-2587

目 次

プログラム概要	1
1. DDプログラム修学期間	1
2. 募集人員	1
3. 出願資格	1
4. 出願資格審査	2
5. 出願手続	3
6. 選考方法	3
7. 合格（受入許可）発表	3
8. 入学手続	3
9. V I S A取得と渡航手続	3
10. 学生の身分等について	4
11. 授業料等について	4
12. 長崎大学での指導教員について	4
13. 単位の取得について	4
14. 学位論文について	4
15. 修了要件について	5
16. 派遣の中止について	5

プログラム概要

長崎大学大学院工学研究科と、山東大学土建与水利学院・環境科学与工程学院は、2021年4月1日に両大学間で締結された「長崎大学と山東大学との間におけるダブル・ディグリー・プログラムに関する覚書」に基づき、両大学の大学院博士後期課程におけるダブル・ディグリー・プログラムを実施する。

ダブル・ディグリー・プログラム（以下「DDプログラム」という）とは、2大学に正規学生として入学し、在学中に、相互の大学に2年間留学し、かつ、2大学の修了要件を満たした者には、長崎大学からは博士(工学)を山東大学からはDoctor of Engineeringの学位が授与されるプログラムである。

1. DDプログラム修学期間

山東大学の博士後期課程から派遣されたDD学生は、

- i. 修士の学位を有する場合、学修及び博士論文の作成を山東大学で3年間、長崎大学で2年間行う。修学期間は、5年を基本とする。
- ii. 修士の学位を有さない場合、学修及び博士論文の作成を山東大学で4年間、長崎大学で2年間行う。修学期間は、6年を基本とする。

ただし、長崎大学及び山東大学が定める在学期間短縮に関する要件を満たす場合は、DDプログラムの修学期間を短縮することができる。

2. 募集人員

専攻	コース	募集人員
生産システム工学専攻	システム工学コース	5人以内

3. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者、かつ、山東大学博士後期課程に在学し山東大学の指導教員が責任をもって推薦する者。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者及び令和3年9月までに取得見込の者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和3年9月までに授与される見込の者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和3年9月までに授与される見込の者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者及び令和3年9月までに授与される見込の者

- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者及び令和3年9月までに授与される見込の者
- (6) 外国の学校、(4)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格した者又は令和3年9月までに合格が見込まれる者で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者（「4.出願資格審査」参照）
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
 - ① 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもの（「4.出願資格審査」参照）
 - ② 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもの（「4.出願資格審査」参照）
- (8) 本研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの又は令和3年9月30日までに24歳に達するもの（「4.出願資格審査」参照）

4. 出願資格審査

(1) 出願資格(6)、(7)又は(8)で出願する者については、事前に長崎大学にて出願資格を審査する必要があるため、下記書類を英語で記入し、山東大学の担当係に指定された期日までに提出すること。

- ① 入学試験出願資格認定申請書【Form 1】
- ② 入学願書【Form 2】
- ③ 卒業証明書（最終学校の出身学校長が作成したもの）
- ④ 成績証明書（出願時の成績証明書）
- ⑤ 研究業績調書【Form 3】
- ⑥ 研究（業務）経過報告書【Form 4】
- ⑦ 合格（見込み）証明書（出願資格(6)該当者のみ）

(2) 原則として、提出された書類により出願資格審査を行う。

出願資格審査の結果については、6月10日（木）に長崎大学担当者より山東大学担当者に通知する。

なお、出願資格有と認定された者は、「5.出願手続」により手続を行うこと。

5. 出願手続

DDプログラムに志願する者は、下記出願書類を英語で記入し、山東大学の担当係に指定された期日までに提出すること。

《出願書類》

- ① 入学願書【Form 2】
- ② 所属大学指導教員の推薦書【Form 5】
- ③ 志望理由書【Form 6】
- ④ 現在の研究計画（テーマ）について【Form 7】
- ⑤ 留学計画書【Form 8】
- ⑥ 健康診断書【様式任意】
- ⑦ 学位（修士）を持つ学生は博士前期課程の成績証明書、持たない学生は出願時の成績証明書

6. 選考方法

- (ア) 山東大学における選考委員会において、山東大学の指定する出願書類による書類審査及び面接により、候補者を選出する。
- (イ) 選出した候補者を6月25日（金）までに長崎大学に推薦する。
- (ウ) 長崎大学における選考委員会において、4.及び5.の出願書類による受入の審議、決定を行い、学長が入学を許可する。

7. 合格（受入許可）発表

長崎大学から山東大学へ7月30日（金）までに合格通知書を送付する。

8. 入学手続

合格者は、8月20日（金）までに、以下の書類を長崎大学の担当係へ提出すること。

- (ア) 写真（縦4cm×横3cm）2枚
- (イ) 誓約書

9. VISA 取得と渡航手続

入学手続が完了した者は、各自申請に必要な書類等を揃え、最寄りの総領事館等でVISAを申請すること。また、渡航手続期限までに、必要な書類を山東大学の担当係へ提出すること。

10. 学生の身分等について

- (1) DD学生は、各大学を修了するまでの間、各大学において正規生の身分を有する。
- (2) DD学生を派遣する大学では、当該学生が受入大学で教育及び研究指導を受けている期間を「留学」として取り扱う。
- (3) DD学生が休学する場合には、派遣大学及び受入大学の双方において、休学として取り扱う。なお、学籍に係る休学期間及び在学期間等は、派遣大学の学籍に関しては派遣大学が、受入大学の学籍に関しては受入大学が定める期間に従うものとする。

11. 授業料等について

山東大学における授業料は、支払う必要があるが、長崎大学における検定料・入学金・授業料は徴収されない。

12. 長崎大学での指導教員について

長崎大学での指導教員は、両大学で協議の上、決定する。

13. 単位の取得について

- (1) DDプログラムに参加している学生（以下、「DD学生」という）が山東大学で修得した単位は、博士後期課程においては、長崎大学入学前の修得単位4単位及び長崎大学入学後（他のコース、専攻、研究科及び大学院において修得した単位を含む。）の修得単位4単位を限度として認定する。この入学前及び入学後（他のコース、専攻、研究科及び大学院において修得した単位を含む。）の修得単位はそれぞれ、博士前期課程と博士後期課程とを合わせて15単位を限度とする。ただし、博士前期課程と博士後期課程において入学前に認定される修得単位数と入学後に認定される修得単位数は合わせて20単位を超えないものとする。
- (2) DD学生が長崎大学で修得した単位は、博士後期課程においては、10単位を限度として認定する。

14. 学位論文について

長崎大学及び山東大学の学位（博士）を取得するためには、それぞれの大学に論文を提出しなければならない。学位審査は、提出を受けた大学が行う。

15. 修了要件について

- (1) 長崎大学の博士後期課程では、3年以上在学し、15単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文審査及び最終試験に合格した場合、修了を認定する。
- (2) 山東大学の博士後期課程では、修士の学位を有するDD学生は、4年以上在学し、16単位以上を修得し、修士の学位を有さないDD学生は、5年以上在学し、34単位以上を修得し、博士論文審査及び最終試験に合格した場合、修了を認定する。

16. 派遣の中止について

各大学は、対象学生の単位取得、研究の進捗状況について半年ごとに確認を行い、要求レベルに達しなかった場合は、各大学で協議の上、派遣を中止させる。